特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	知的障害者福祉サービスの提供及び支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中間市は、知的障害者福祉サービスの提供及び支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

福岡県中間市長

公表日

令和5年3月31日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	知的障害者福祉サービスの提供及び支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務を行う。 ・特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①障がい者への障害福祉サービスの提供に伴う申請又は異動等の届出に関する事務 ②障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
③システムの名称	障害者台帳管理システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
障害者台帳管理システムファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の34の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第25条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の53の項 番号法別表二の主務省令で定める事務を定める命令第27条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部福祉支援課
②所属長の役職名	福祉支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒809-8501　福岡県中間市中間一丁目1番1号 中間市役所　保健福祉部　福祉支援課　障がい者福祉係 電話番号　093-244-1111（代表）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒809-8501　福岡県中間市中間一丁目1番1号 中間市役所　保健福祉部　福祉支援課　障がい者福祉係 電話番号　093-244-1111（代表）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[　　] 内部監査	[　　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉支援課長 藤田 宜久	福祉支援課長 亀井 誠	事後	
平成31年4月10日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉支援課長 亀井 誠	福祉支援課長	事後	新様式に対応
平成31年4月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	新様式に対応
平成31年4月10日	Ⅳ リスク対策	ー	Ⅳリスク対策を追加	事後	新様式に対応
平成30年1月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の53の項 番号法別表二の主務省令で定める事務を定める命令第25条	番号法第19条第8号 別表第二の53の項 番号法別表二の主務省令で定める事務を定める命令第27条	事後	
令和5年1月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	再評価の実施によるもの
令和5年1月31日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者数	1,000人以上1万人未満	1,000人未満（任意実施）	事後	再評価の実施によるもの